# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2023年10月30日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 土屋 裕子

【電話番号】 03-6205-1649

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 クライメート・ソリューション・ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年7月13日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、信託期間を無期限とする信託約款の変更に伴う記載の修正、新しいNISA制度に関する記載の追加および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づくESG投信としての記載の追加を行うため、ならびにその他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

# 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (2)【ファンドの沿革】

#### <更新後>

2022年4月22日 信託契約締結、設定、運用開始

2023年10月31日 信託期間を2032年4月15日までから無期限に変更

# (3)【ファンドの仕組み】

#### <更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報 告書の作成等を行います。

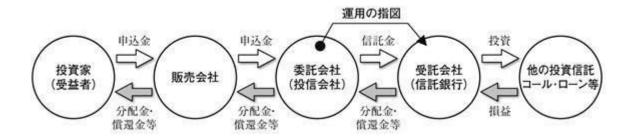
(口)受託会社 「株式会社SMBC信託銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

# 運営の仕組み



#### ロ 委託会社の概況

#### (イ)資本金の額

20億円(2023年8月31日現在)

# (口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら

投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

# (八)大株主の状況

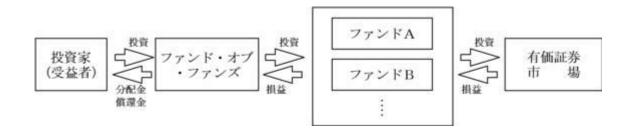
(2023年8月31日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

# ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

# 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

# <更新後>

#### イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として気候変動ソリューションをテーマに掲げる 世界の企業の株式へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま す。

#### 口 投資態度

- (イ) 主として「JPモルガン・ファンズ クライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド (Iクラス、円建て)」および「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ)「JPモルガン・ファンズ クライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド(Iクラス、円建て)」を通じて、主として気候変動ソリューションをテーマに掲げる世界の企業の株式に投資します。
- (八) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (二)「マネー・トラスト・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債お よび短期金融商品に投資します。
- (ホ)原則として、「JPモルガン・ファンズ クライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド(Ⅰクラス、円建て)」の組入比率を高位に保ちます。
- (へ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの特色



主として気候変動ソリューションをテーマに掲げる世界の企業の株式に投資します。

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



気候変動ソリューションをテーマに掲げる企業とは

当ファンドでは、気候変動問題に対応するための革新的なソリューションの提供やイノベーションへの貢献、あるいはそれらの取組みの推進等を行うことが期待される企業等を指します。

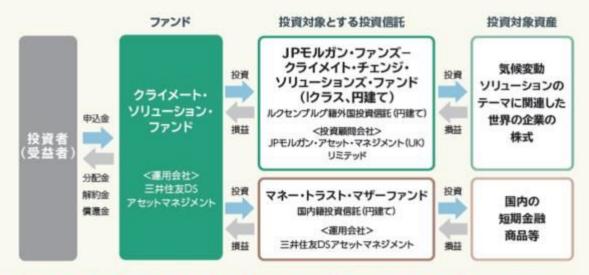
- 実質的な運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッドが行い ます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
  - ■基準価額は為替変動の影響を受けます。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

# ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド(Iクラス、円建て)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、気候変動ソリューションのテーマに関連した世界の企業の株式となります。

# 気候変動について

# ▶気候変動とは

- ■気候変動とは、気温上昇や気象パターンの長期的な変化をいいます。
- □気候変動の要因として、太陽周期の変化などの自然現象によるものと、経済活動に伴う温室効果ガス 排出量の増加や森林伐採などの人為的によるものがあります。

# ▶気候変動の影響

- ■気候変動は、主に気温上昇の問題ととらえられていますが、気温上昇は地球上の様々な分野での変化に影響を及ぼしています。
- ■気候変動がもたらす影響を食い止めるためには、温室効果ガス排出量の削減が必要です。

# [気候変動による影響の例]





極地の氷の融解、 海面上昇による 島しよ国の国土消失

海洋生物とサンゴ礁が危険に さらされる



暴風雨等による 自然災害

住居やコミュニティを破壊し、 人命を奪うとともに経済的損失 がもたらされる

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

(出所)国連広報センター(UNIC)等の情報を基に委託会社作成

# 「気候変動ソリューション」に関連した主な投資テーマ

- □温室効果ガスの排出源は多岐にわたりますが、各分野において依然として解決すべき問題は多く、 革新的な技術やサービスを提供する企業により、課題解決が推し進められていく必要があります。
- ■当ファンドでは以下の5つの投資テーマに着目し、貢献度の高い企業への投資を通じ、気候変動問題の解決を後押しします。
- □投資テーマに適合する銘柄の組入比率は、原則として、投資対象とする投資信託の純資産総額の100% 程度とします。

※流動性管理目的の資産の組入比率、資金動向、市況動向等によっては、上記の組入比率の目安を下回る場合があります。

投資テーマ	各テーマにおける投資対象	対応するSDGs*目標
電力供給 気候変動問題の根本的な 解決のための 再生可能エネルギー普及	再生可能エネルギーや 経済全体の電化の促進に 関連する企業 等	7     油ルギーを 油ルギに そして クリーンに     9     屋葉と技術 革新の基盤 をつくろう       12     つくる責任 つかう責任     13     気候変動に 対策を
建物 空調などのエネルギー使用 効率化や、建築時の環境負荷 軽減などの新たなソリューション	エネルギー効率の向上など、 環境に配慮した建物に 関連する企業 等	9 雇業と技術 事務の基盤 をつくろう 11 住み付け まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 対策を
食糧・水 環境負荷を軽減しつつ、 効率的な食糧生産、水資源の 利用を可能にする技術	温暖化ガス排出削減を 考慮した食糧、 クリーンな水利用の促進に 関連する企業 等	6 労全等水と トイレを 世界中に 12 つくる責任
リサイクル リサイクル、再利用といった 循環型の消費スタイルによる、 環境負荷軽減	廃棄物のリサイクルの 技術開発や設備投資に 関連する企業 等	9 展案と技術 11 住み履け 5 元名 まちづくりを 2 つくる責任 13 男体変動に 対策を
移動 EVや水素燃料電池車、 これらを支える 電池技術	環境に優しい移動の促進に 関連する企業 等	12 つくる責任 つかう責任

- \*SDGs (Sustainable Development Goals;持続可能な開発目標)は2016年から2030年までの国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成されています。
- ※投資テーマは、2023年8月末現在のものであり、適宜または今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの資料を基に委託会社作成

# 当ファンドの運用戦略

- ■当ファンドは、「気候変動ソリューション戦略\*」を通じ、気候変動問題の解決に貢献する企業に投資を行います。
  - \*気候変動問題に対応するための革新的なソリューションの提供やイノベーションへの貢献、あるいはそれらの取組みの推進等を 行うことが期待される企業に投資する戦略のことをいいます。
- ■業種横断的かつ長期の時間軸で考慮が必要な気候変動という大きなテーマに対し、J.P.モルガンの リサーチカと最先端のAIを融合した運用戦略により、企業の発掘・厳選を行います。



 幅広い投資ユニバースから、AIを活用し効率的 に銘柄を絞り込むことで、アナリストのカバ レッジが通常及ばない銘柄からも、投資テーマ に関連度の高い銘柄を発掘します。

# グローバルなリサーチ体制を フル活用した銘柄選定



アナリストによる分析 約50-100銘柄

- 現地の情勢に精通した世界各地のアナリストが、 抽出された約300銘柄を集中的に分析します。
- 競争優位性、持続性、成長性、ESG、パリュエーション面など様々な観点から、組入銘柄を厳選します。
- 投資テーマに適合するか(気候変動問題解決の 目標に対するソリューションを提供するか)を判 定するため、事業内容、受益対象、規模・範囲な どの多面的な観点から徹底した評価を実施しま す。

※上記の内容については2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(出所)J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

# 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

# [ J.P.モルガン・アセット・マネジメントの概要 ]

会 社 概 要

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。
- 長い歴史の中で蓄積してきた運用 ノウハウを活かして、常に競争力 のある運用サービスを提供しています。

拠 点 世

從

点 世界約40ヵ国·地域

数分

約8,220名 (うち運用プロフェッショ ナル約1,310名)

運用資産残高約345兆円(約2.6兆米ドル)

(注)2023年3月末現在、運用資産残高は1米ドル=133.09円で円換算、退 点は2022年12月末現在

- ■サステナブル投資に関する取り組みの方針として、リサーチをベースとした 運用主導型スチュワードシッププロセスの強化、データサイエンスを活用した独自のESGスコアの開発に加え、Climate Action 100+\*に参画しています。
  - \*世界で温室効果ガス排出量の多い企業に対し、 グローバルな機関投資家が連携してエンゲージ メントを行うイニシアチブ

# 運用プロセスおよびスチュワードシップ方針

# ▶運用プロセス

□投資対象とする外国投資信託の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

世界の企業の株式 (約14,000銘柄)

投資テーマに関連する銘柄

(約300銘柄)

ボートフォリオ (約50~100銘柄)

- 規範・原則に基づき、特定産業や行為について 投資対象から除外
- 気候変動ソリューションの投資テーマに関連 度合いが高い銘柄の絞り込み
  - 独自のAIツールによる自然言語処理を活用し、各種資料のテキストデータおよび売上分析から絞り込み
- ●アナリストの分析により、確信度の高い銘柄を選定
- ●事業の魅力度
  - 戦略的分類(経済基盤、成長の持続性、ガパナンス)を使用した評価
  - ESGにフォーカスしたアナリストの質問リスト による企業調査
- 組入価値
  - 投資対象銘柄が気候変動問題解決に寄与する事業を展開しているか、適合性を確認
  - ▶ 「対応が必要な気候変動問題」、「ソリューション」、「達成されるべき目標」を特定し、 投資対象銘柄の中から「達成されるべき目標」に対する「ソリューション」を提供する銘柄を、投資テーマに適合する銘柄として判定
  - 判定にあたっては、事業内容、受益対象、規模・範囲、独自性、リスク、成果の多面的な観点から徹底した評価を実施・投資対象銘柄のビジネス(売上など)が、投資
  - 投資対象銘柄のビジネス(売上など)が、投資 テーマのひとつに最低20%のエクスポージャーを有していることを確認
  - アナリストの長期予想(持続可能な利益と成長率)に基づきセクター毎に銘柄をランキング

※上記の運用プロセスは2023年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

# ▶ J.P.モルガン・アセット・マネジメントのスチュワードシップ方針

- ■J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、投資先企業との積極的なエンゲージメントや議決権行使を通じて長期投資家の立場から意見を表明し、スチュワードシップ責任を果たすことに全力を注いでいます。アクティブ運用を行う運用会社として、投資先企業が適切にリスクを管理し、長期的な価値創造につながる企業行動を展開していくことを推奨しています。
- ■スチュワードシップにおける役割と責任として、普遍的に適用可能であり、時代を経ても変わることはないと考える、6つの優先事項を特定しています。

#### 気候変動リスク

気候変動は、世界中の企業にとって緊急かつ重大な課題となっています。しかし同時に、期待される低炭素経済への移行によって生じる新たな機会を享受できる企業もあります。

# 自然資本と生態系

多くの企業は、製品の製造やサービスの供給において自然資本に依存しています。天然資源 の劣化を伴う生態系の枯渇や喪失は、長期的な事業のレジリエンスにとって大きな財務リス クとなるでしょう。

#### 人的資本管理

人的資本管理は、従業員のエンゲージメントを高め、生産性の高い労働力を維持する上で極めて重要です。人材に関連するリスクや機会を上手く管理できなければ、従業員やステークホルダーとの関係性に悪影響を及ぼし、株主価値を損なう可能性があります。

#### ステークホルダーエンゲージメント

長期的に持続可能な企業であるためには、企業の経営者層は、事業を展開するにあたって幅 広い関係者の存在を考慮する必要があります。これには、株主、サプライヤー、顧客、および コミュニティなどが含まれます。

#### ガバナンス

優れたガバナンス基準と高いリターンには、強い正の相関があると考えます。実効性を伴ったコーポレート・ガバナンスは、情報の透明性や説明責任、適正な監督、株主への尊重といった要素を満たしています。

#### 長期戦略との整合性

長期的な視点で事業運営を行うことは、ビジネスモデルの持続性を高めます。経営陣の報酬 プランは、株主と投資先企業の経営陣との長期的な連携が図れるように構築されるべきで あると考えます。

#### ※スチュワードシップ方針は、今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

#### (2)【投資対象】

#### <更新後>

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいい ます。以下同じ。)
  - 1.有価証券
  - 2.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
  - 3. 金銭債権

- (ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - 1. 為替手形
- ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 . J P モルガン・ファンズ クライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド ( I クラス、円建て )
- 2. マネー・トラスト・マザーファンド受益証券
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 5.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第5号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

# ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2023年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

# ▶ JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド (Iクラス、円建て)

形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建て)			
主要投資対象	気候変動ソリューションのテーマに関連した企業の株式			
運用の基本方針	気候変動ソリューションのテーマに関連した企業の株式に投資することで、収益 獲得を目指します。			
主な投資制限	<ul><li>同一企業に対する投資比率は、純資産総額の10%以下とします。</li><li>同一グループの企業に対する投資比率は、合計で純資産総額の20%以下とします。</li><li>純資産総額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、純資産総額の40%以下とします。</li></ul>			
分配 方針	分配は行いません。			
運用管理費用	純資産総額に対して 運用報酬 年0.55% 事務管理費用 年0.16%程度(上限)* *管理費用、保管費用、監査費用、ルクセンブルグの年次税等を含みます。 ※また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。			
その他の費用	有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等がかります。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。			
申込手数料	ありません。			
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、 予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が 調整されることがあります。			
管 理 会 社	JPモルガン・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エー・アール・エル			
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド			
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。			

# ▶マネー・トラスト・マザーファンド

主 要 投 資 対 象 円貨建ての短期公社債および短期金融商品			
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。		
主な投資制限	<ul><li>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>外貨建資産への投資は行いません。</li></ul>		
信 託 報 酬	ありません。		
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、 事前に料率、上限額等を示すことができません。		
申込手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社		

#### 3【投資リスク】

#### <更新後>

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

#### (イ)株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの 基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財 務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となりま す。

# (ロ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (ハ)為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

#### (二)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

# (ホ)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ロ その他の留意点

#### (イ)ファンド固有の留意点

- a.ESGテーマ投資に関する留意点
  - ・ファンドは、特定のESGテーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のESGテーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該ESGテーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
  - ・ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評

価が大きく異なる場合があります。

b. 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

# (ロ)投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場 実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがありま す。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

#### (八)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額 の値上がりが小さかった場合も同様です。

# ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

# (参考情報) 投資リスクの定量的比較

# ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

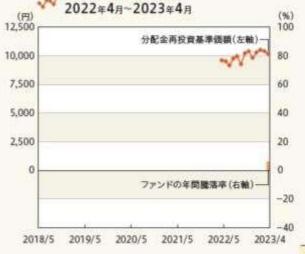
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

# ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

#### (建高丰) 2023年4月

分配金再投資基準優額:



ファンド: 2023年4月

他の資産クラス:



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 問じです。
- ホファンドの騰落率は、分配金(税引削)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

# 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX最研または株式会社JPX製研の関連会社が算出、公表する複数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(関債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ダイパーシファイド(円ペース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (3)【信託報酬等】

<更新後>

				訂正有個証分組山音(內国投資店
		純資産総額に発	₹1.133%(税抜	き1.03%)の率を乗じて得た金額が、毎
		日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されま		
		す。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期		
		末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。		
		信託報酬の配分は以下の通りです。		
		<信託報酬の配分(税抜き)>		
		支払先	料率	役務の内容
	<b>-</b> >			ファンドの運用およびそれに伴う調
	ファンド	委託会社	年0.30%	査、受託会社への指図、基準価額の算
				出、法定書面等の作成等の対価
				交付運用報告書等各種書類の送付、口
		販売会社	年0.70%	座内でのファンドの管理、購入後の情
				報提供等の対価
		受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委
		文武云红	40.03%	託会社からの指図の実行等の対価
		上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
	投資対象とする	運用報酬 年0	· 55%程度	
	投資信託	*		
	及吳田市	上記のほか、事務管理費用が年0.16%程度(上限) かかります。		
	*   ファンドの純資産総額に対して年1.683%(税抜き1.58%)程度			* 7年1.683%(税抜き1.58%)程度
実質的な負担 投資対象とする投資信託の事務管理費用を含めた場合、年1.84			•	
	/ 粉状 *4 740/ \ 和			
		(税抜き1.74%)程度		

<sup>\*</sup>投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2023年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

#### (4)【その他の手数料等】

# <更新後>

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算 期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託 財産中から支弁するものとします。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁する ものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

#### <更新後>

#### イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受 取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本 の算出が行われることがあります。
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者に ついては、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

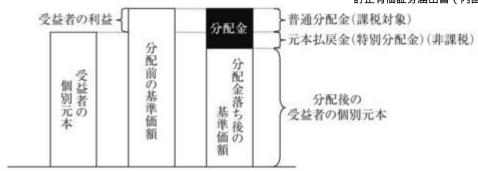
#### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

# 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### (イ)個人の受益者に対する課税

#### . 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および 地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告によ る総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

# . 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税 5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座) の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株 式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募 公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の 配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算 が可能です。

# (口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過 額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。 なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降 は一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。当ファンドは、2024年1月1日以 降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取 扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。(2023年10月末現在) NISA(少額投資非課税制度)、ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)をご利用にな る場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所 得が一定期間非課税となります。また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。 2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信 託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。また、2024年1月1日以降は、 税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることがで きます。なお、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

# (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2022年4月22日~2023年4月17日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.84%	1.13%	0.70%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および 有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券 にかかる税金は含まれていません。)です。
- ※投資先ファンドが上場投資信託 (ETF) および上場不動産投資信託 (REIT) に投資している場合、当該ETFおよび REITの管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
  - 運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

#### 第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

#### <更新後>

2022年4月22日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

#### 第三部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

# 1【委託会社等の概況】

#### <更新後>

イ 資本金の額および株式数

2023年8月31日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### 八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

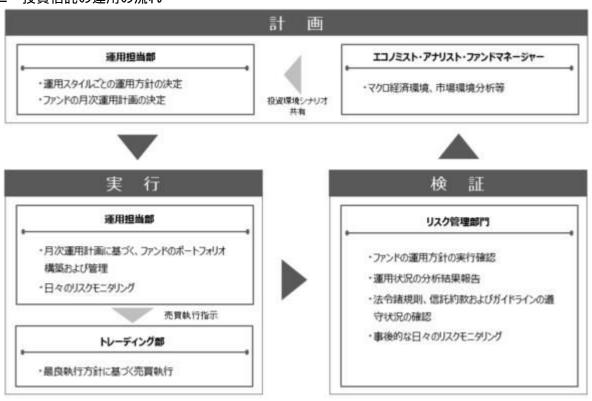
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

# 二 投資信託の運用の流れ



# 2【事業の内容及び営業の概況】

# <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年8月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	695	10,746,941
単位型株式投資信託	96	574,565
追加型公社債投資信託	1	26,861
単位型公社債投資信託	167	273,117
合 計	959	11,621,486